



島根県報

平成22年 9月14日 (火)

号外 第 158 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林

(森 林 整 備 課) 2

告 示

島根県告示第570号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 9 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町北原1254-4・1265-3・1286-10・1288・1461-3・1461-4・1464-3から1464-5まで・1467・1468-3・1471-4・1475-1・1475-2・1493-3・1501-12・1505-9・1516-4・1516-14・1520-8・1524-2・1525-1・1528-2・1540-3・1545-5・1607-3・1607-8・1614・湯村1962-2（以上29筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

ダム用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町北原1294-7から1294-9まで・1295-2・1295-6・1321・1329-5・1329-6・1332-5・仁多郡奥出雲町三沢1756-1・1756-3（以上11筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

ダム用地とするため

3 (1) 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町北原1326-3・仁多郡奥出雲町佐白653-2・1503-2・1545-2・1545-3（以上5筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

ダム用地とするため